

# 第 三 次

## 市川市防犯まちづくり基本計画（案）

〔 令和5年度～令和7年度 〕

市 川 市

市長挨撻

# 目 次

## 第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨 . . . . . 1
2. 計画の対象等 . . . . . 1
3. 計画期間 . . . . . 1
4. 計画の位置づけ . . . . . 1
5. 計画の性格等 . . . . . 2

## 第2章 本市の防犯に関する現状

1. 犯罪発生の実況 . . . . . 3
  - (1) 刑法犯認知件数 . . . . . 3
  - (2) 包括罪種別 . . . . . 4
  - (3) 留意すべき犯罪の傾向 . . . . . 5
2. 防犯に関する現状 . . . . . 6
  - (1) 自主的な防犯活動の実況について . . . . . 6
  - (2) 市民の防犯意識について . . . . . 7

## 第3章 防犯まちづくりの基本方針

1. 防犯まちづくりの目的 . . . . . 8
2. 防犯まちづくりの基本理念 . . . . . 8
3. 施策の基本的方向 . . . . . 9
4. 目標指標 . . . . . 10

## 第4章 推進体制と役割分担

1. 防犯まちづくりの推進体制 . . . . . 11
2. 防犯まちづくりの役割分担 . . . . . 11

## 第5章 市の推進施策

1. 市民が犯罪から自らの身を守るための支援 . . . . . 14
2. 市民・事業者等が犯罪のないまちを実現するためにお互いを支え合う取り組みの促進 16
3. 犯罪のない美しいまちを実現するための環境整備の推進 . . . . . 17
4. 犯罪弱者（高齢者・子ども・女性）を犯罪等から守るための取り組み等の推進 . . 20

市川市防犯まちづくりの推進に関する条例 . . . . . 22

## 第1章 計画の基本的事項

### 1. 計画策定の趣旨

「市川市防犯まちづくり基本計画」は、「市川市防犯まちづくりの推進に関する条例」第8条に基づき、防犯まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため定めるものである。

本市では、計画期間を平成18年度から平成27年度までとした「(第一次)市川市防犯まちづくり基本計画」、平成28年度から令和2年度までとした「第二次市川市防犯まちづくり基本計画」を策定し、防犯まちづくりに関する施策を推進してきた。

本来であれば令和3年度より次期計画をスタートさせるべきであったが、この2年間の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大による生活意識・行動の変化の影響を考慮し、次期計画の策定を延期することとし、令和3年度と令和4年度においては、「第二次市川市防犯まちづくり基本計画」を延伸し、施策の継続性を確保してきたところである。

今回の「第三次市川市防犯まちづくり基本計画」(以下「第三次基本計画」という。)は、「第二次基本計画」の体系を踏襲しながらも、昨今の社会情勢や犯罪状況に対応できるよう見直しを行い、特に施策の基本的方向については、新たな視点や事業を計画に取り入れ再構築したものである。

計画期間となる令和7年度まで、第三次基本計画をもとに市全体で総合的に防犯まちづくりに関する施策に取り組むことで、犯罪のない「安全で安心してくらすことができるまち」の構築を目指すものである。

### 2. 計画の対象等

#### ①対象とする犯罪等

不特定多数を狙い、市民生活に身近な場所で発生する犯罪及びこれらの犯罪に遭遇する不安感について対象とする。

#### ②防犯まちづくりとは

犯罪を予防するため市、市民、自治(町)会及び事業者等が行う生活環境の整備並びに犯罪を防止するために行う自主的な取組みをいう。

本計画においては、犯罪が発生する環境や状況に着目し、その誘発要因を除去することで犯罪の起こりにくい地域の形成を目指す。

### 3. 計画期間

令和5年度(2023年度)から令和7年度(2025年度)までの3年間とする。

### 4. 計画の位置づけ

「市川市総合計画(I&Iプラン21)」の部門別計画に位置づけられ、本市の計画体系との整合性を図っている。

## 5. 計画の性格等

- ・ 防犯まちづくりに関して総合的かつ長期的に講ずるべき施策の大綱である。
- ・ 計画を通して目指すべき指標等を定める。
- ・ 現在の社会情勢及び犯罪状況、本市の地域特性、防犯まちづくり推進協議会及び市民の意見等を踏まえ策定したものである。
- ・ 本計画は、計画期間を「市川市総合計画 第三次基本計画」の期間に合わせて3年間とし、次期「総合計画」を策定の際に、改めて計画期間等について考慮するものとする。
- ・ 本計画では、改めて施策の体系を見直し、各取り組みを主体的に進める視点からこれまでの6分類から4分類へ集約し、(1)自助、(2)共助、(3)公助（環境）、(4)犯罪弱者への支援、それぞれの分野の施策を効果的に進める。

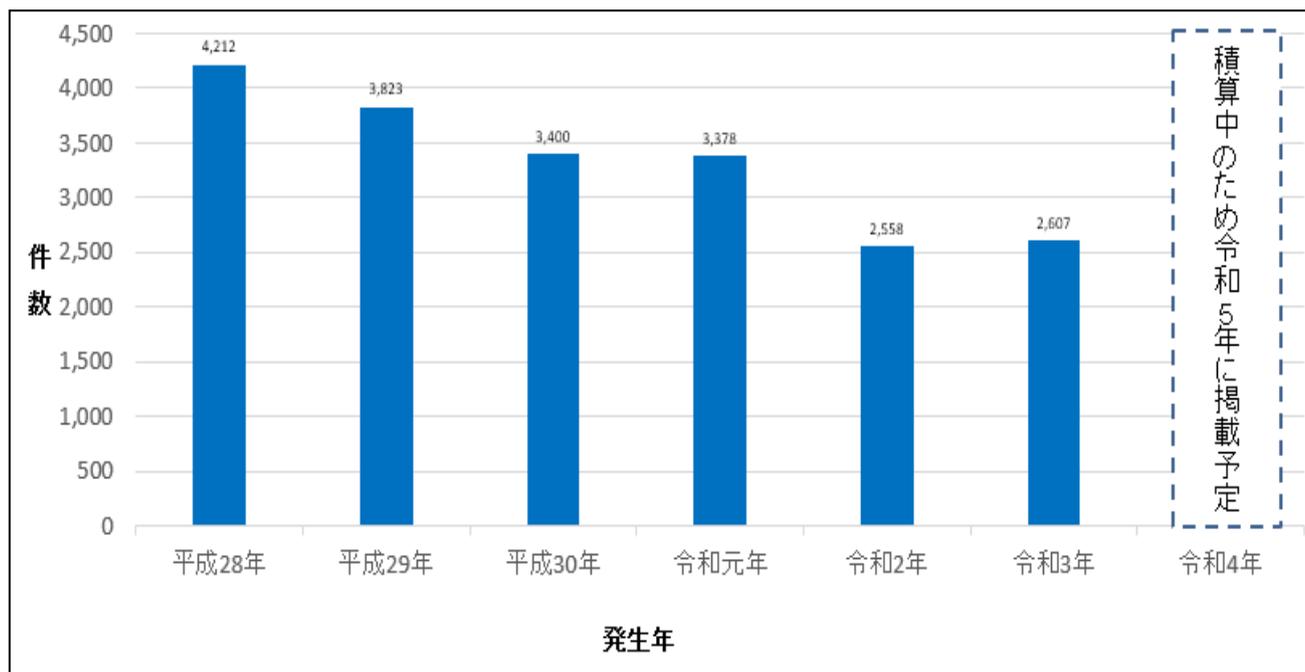
## 第2章 本市の防犯に関する現状

### 1. 犯罪発生現状

#### (1) 刑法犯認知件数

本市の刑法犯認知件数は、平成14年（14,145件）に戦後最大のピークを迎え、その後減少傾向を続けてきていたが、ここ最近は横ばい傾向が見え始めている。

【資料1】本市の刑法犯認知件数の推移（平成28年～令和4年）



#### 「刑法犯」:

道路上の交通事故に係る危険運転致死傷（改正前の刑法（明治40年法律第45号）第208条の2の危険運転致死傷をいう。）、業務上（重）過失致死傷及び自動車運転過失致死傷（改正前の刑法第211条第2項の自動車運転過失致死傷をいう。）を除いた刑法に規定する罪並びに爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号）、決闘罪ニ関スル件（明治22年法律第34号）、暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）、盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律（昭和5年法律第9号）、航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年法律第68号）、火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和47年法律第17号）、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和49年法律第87号）、人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和53年法律第48号）、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和62年法律第103号）、サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号）、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号。以下「あっせん利得処罰法」という。）及び公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成14年法律第67号）に規定する罪をいう。（出典：警察庁「令和3年の刑法犯に関する犯罪情勢」）

#### 「認知件数」:

警察において発生を認知した事件の数をいう。

## (2) 包括罪種別

刑法犯認知件数と同様、全体的に減少傾向を続けてきていたが、ここ最近はやや横ばい傾向が見え始めている。各罪種では、各年においてそれぞれ増減が見られるが、本計画がスタートした平成 18 年からは総じて減少してきている。

【資料 2】本市の包括罪種別の認知件数の推移（平成 28 年～令和 4 年）

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯									知能犯 (詐欺等)	風俗犯 (わいせつ 等)	その他 刑法犯	全刑法犯 件数
			空き巣	忍込み	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	その他				
平成28年	19	227	181	46	44	53	133	1,463	242	122	951	121	32	578	4,212
平成29年	35	222	218	48	14	38	110	1,283	130	92	912	155	32	534	3,823
平成30年	24	197	177	16	19	22	69	1,059	160	69	893	202	32	461	3,400
令和元年	12	213	112	39	21	32	54	1,106	184	57	926	152	27	443	3,378
令和2年	14	148	57	21	12	20	36	748	99	61	784	164	23	371	2,558
令和3年	13	191	69	27	3	10	34	676	91	54	810	123	24	482	2,607
令和4年	積算中のため令和5年に掲載予定														b

### 「包括罪種」:

刑法犯を「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」、「風俗犯」、「その他の刑法犯」の 6 種に分類したものをいう。

- (1) 凶悪犯・・・殺人、強盗、放火、強制性交等（刑法の一部が改正（平成 29 年 7 月 13 日施行）され強姦の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強姦」を「強制性交等」に変更した。）
- (2) 粗暴犯・・・凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝
- (3) 窃盗犯・・・窃盗
- (4) 知能犯・・・詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、あっせん利得処罰法、背任
- (5) 風俗犯・・・賭博、わいせつ
- (6) その他の刑法犯・・・公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記に掲げるもの以外の刑法犯

### (3) 留意すべき犯罪の傾向

#### ① 乗り物盗（自動車盗、オートバイ盗、自転車盗等）

近年の刑法犯認知件数のうち約 7 割を占めるのが「窃盗犯」である。そのうち「乗り物盗」は、「窃盗犯」全体の約 4 割を占めており、特に自転車の窃盗については市内の駅周辺等は以前から被害が多いが、最近では共同住宅の駐輪場での被害も増えてきている。

#### ② 住宅侵入盗

「住宅侵入盗」とは、家人等が不在の住宅に侵入し金品を盗む「空き巣」、夜間家人等の就寝時に侵入し金品を盗む「忍び込み」、家人等が在宅し昼寝や食事等をしているすきに侵入し金品を盗む「居空き」等を指す。

一戸建て住宅を対象とした被害が約 7 割を占め、そのうち「ガラス破り」「無締り（無施錠の窓や扉からの侵入）」が侵入手段の約 7 割となっている。

#### ③ 児童を狙った犯罪

近年、市内において児童に対する「声かけ」や「つきまとい」などの事案が多発している。その行為自体は犯罪とならない場合もあるが、そこから誘拐や性犯罪等に発展する可能性が危惧される。

#### ④ ひったくり

徒歩、バイクや自転車等、様々な形態で犯行を行う。被害者の約 9 割が女性で、特に 50 歳以上が多い。

#### ⑤ 特殊詐欺（電話 de 詐欺）

特殊詐欺とは、親族などを装い電話をかけ急に必要になったなどという名目でお金をだまし取る「オレオレ詐欺」、郵便や電子メールなどを利用し不特定多数の人に架空の事実を内容とした料金請求をする「架空料金請求詐欺」、税金や年金などの還付に必要な手続きを装って電話し口座番号や暗証番号を聞いたり ATM を操作させたりしてお金をだまし取る「還付金詐欺」、警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を名乗り、「キャッシュカードが不正に利用されているので使えないようにする」などと言って、隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る「キャッシュカード詐欺盗」等の総称である。

近年、多くの犯罪が減少している中、被害件数・金額とも増加しており、背景には、従来の街頭犯罪とは性質が異なるうえに、手口が年々巧妙化していることが挙げられる。被害者の約 8 割を占めるのが 70 歳以上である。

## 2. 防犯に関する現状

### (1) 自主的な防犯活動の実施状況について

第二次基本計画を延伸した令和3年度は、新型コロナウイルス感染症が流行し、これまで進めてきた各防犯活動の自粛を余儀なくされた状況にあり、そのため令和3年度、令和4年度における実績数値等はコロナ禍の影響を加味する必要がある。

#### ① 個人が実施する防犯活動

個人が実施する防犯活動状況の指標として、「いちかわボランティアパトロール」の登録者数を用いる。登録者が高齢化してきており、改めて新規加入等の取り組みが必要である。

【資料3】「いちかわボランティアパトロール」登録者数の推移（平成28年度～令和3年度）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
登録者数	2,930	3,001	3,080	3,162	2,907	2,817

「いちかわボランティアパトロール」：  
市に登録し提供される「防犯パトロール」と書かれたオレンジ色の帽子を外出時に着用することで、個人的にパトロール活動を実施するもの。

#### ② 自治（町）会が実施する防犯活動

自治（町）会が行う防犯活動状況の指標として、「自主防犯活動支援事業」において集計した数値を用いる。実施率（団体総数における実施団体数の割合）は約70%を維持しているが、令和3年度は減少しており、防犯活動を活性化させる取り組みが今まで以上に必要である。

【資料4】防犯活動を行う自治（町）会の実施率（平成28年度～令和3年度）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施団体数	179	176	179	172	175	159
団体総数	232	232	232	232	232	232
実施率	77%	76%	77%	74%	75%	69%

※団体総数は調査実施時の自治（町）会数とする

「自主防犯活動支援事業」：  
市内の自治（町）会や有志の防犯活動団体に対し、防犯活動実施状況と必要物品の調査を行い、要望に応じ市から防犯活動物品を提供するもの。

## (2) 市民の防犯意識について

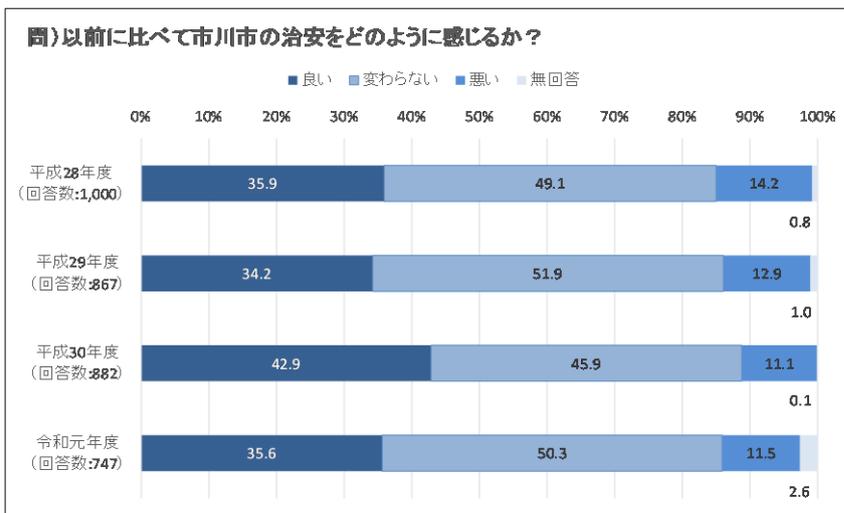
市民の防犯意識についての指標として、「防犯意識調査アンケート」の結果を用いる。

なお、令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のためアンケートの実施ができなかったことから、それ以前の令和元年度までのデータで作成する。

### ① 犯罪に遭遇する不安感

犯罪に遭遇する不安感については、「以前に比べて治安をどのように感じるか」との問いを用いることとし、治安が「良い」とする市民はほぼ横ばいで推移していることから、更なる取り組みが必要である。

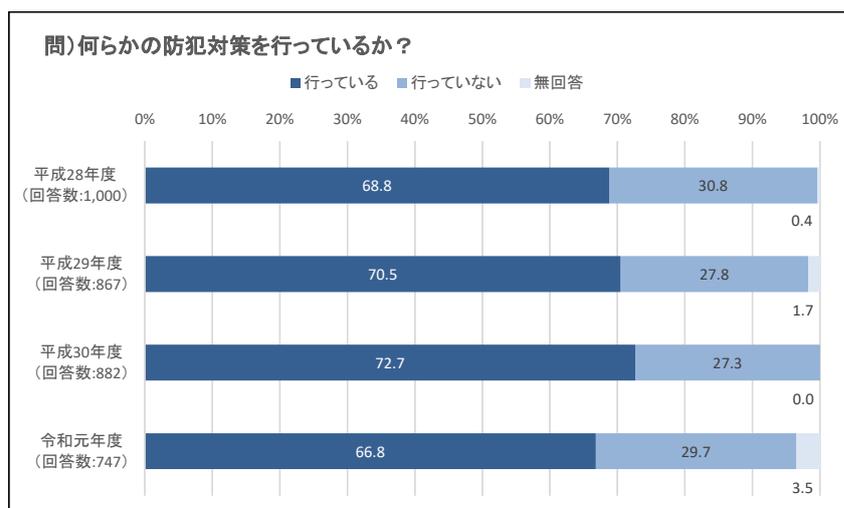
【資料5】「防犯意識調査アンケート」回答の推移①（平成28年度～令和元年度）



### ② 個人の防犯対策の実施について

防犯対策を実施している市民は、70%前後で推移しており、今後、これまで以上に自主的な防犯対策の大切さを伝えていく必要がある。

【資料6】「防犯意識調査アンケート」回答の推移②（平成28年度～令和元年度）



「防犯意識調査アンケート」

目的：市民が安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて、今後の事業展開の参考とするため実施するもの  
方法：「いちかわ市民まつり」でアンケート調査（選択式）を実施

時期：11月（毎年） 場所：大洲防災公園（市川市大洲1-18）

## 第3章 防犯まちづくりの基本的方針

### 1. 防犯まちづくりの目的

#### (1) 犯罪被害の事前予防

防犯まちづくりの第一の目的は、市民等が犯罪被害に遭わないよう、事前に予防することにある。特に、乗り物盗や住宅侵入盗、ひったくり等の身近な犯罪の発生件数を可能な限り少なくし、身体に係る被害をできるだけ最小限にとどめることが重要である。

#### (2) 犯罪遭遇の不安感の減少

第二の目的は、市民等の犯罪遭遇の不安感を減少させ、安心感を高めることにある。快適な住環境の形成に向けて様々な手だてを講ずるとともに、豊かなコミュニティを形成することが重要である。

#### (3) 地域の魅力の向上と活力の増進

第三の目的は、総合的なまちづくりの推進により、地域の魅力を高め、活力を増進することにある。防災や交通安全、バリアフリー、環境保全、景観形成、コミュニティの活性化など様々なまちづくりの取組みと一体的に進めることが重要である。

### 2. 防犯まちづくりの基本理念

#### (1) 自立と相互扶助の精神に基づいた主体的な取組み

市民、事業者は、自らの安全を確保するとともに、相互の理解と協力のもと、地域における防犯まちづくりの活動に自主的に取り組むよう努めることが重要である。

#### (2) 住民を中心とした防犯まちづくり関係者の連携及び協力

防犯まちづくりの実施に当たっては、その地域における住民が中心となり、庁内関係課、事業者、警察、学校等の防犯まちづくり関係者の連携及び協力により、協議の場を設け、計画的に進めることが重要である。

#### (3) 地域の状況及び住民の意向を踏まえた総合的な取組み

庁内関係課、事業者、警察、学校等による防犯まちづくりの展開に当たっては、地域の状況及び住民の意向を踏まえつつ、防災、交通安全、景観、バリアフリー等の関係分野を包括した総合的な取組みとなるよう配慮する。

#### (4) 市民の自由と権利利益を不当に侵害しないよう配慮した取組み

犯罪情報の提供及び防犯カメラの設置・利用に当たっては、被害者のプライバシーはもとより、市民の自由と権利利益を不当に侵害しないように配慮する。

#### (5) 快適で活力のあるまちづくり等、幅広い視野からの取組み

防犯まちづくりにおいては、防犯に特化した取組みだけが重要であるのではなく、むしろ日頃から快適で活力あるまちをつくるのが防犯にも効果を有するという観点に立って、景観形成や地域の活性化など幅広い視野から取り組む。

### 3. 施策の基本的方向

#### (1) 市民が犯罪から自ら身を守るための支援（自助）

被害者の個人情報や住民の犯罪不安感に十分配慮しつつ、身近な犯罪の発生状況の情報の共有を図るとともに、緊急時において円滑な情報共有を行える体制を整備する。

また、防犯のノウハウに関する情報提供を推進するとともに、防犯まちづくりに関する人材の養成を図る。乗り物盗の件数が多いことを考慮し、盗難防止措置の普及や対策実施の促進に努める。

#### (2) 市民・事業者等が犯罪のないまちを実現するためにお互いを支え合う取組みの推進（共助）

自治（町）会、PTA 等による自主的な防犯活動や事業者による防犯対策を促進するとともに、ボランティアの積極的な活用を図る。

また、地域において展開される様々な防犯活動の支援を行い、活動の継続と強化及び未実施団体の掘り起こしを図る。

#### (3) 犯罪のない美しいまちを実現するための環境整備等の推進（公助）

防犯に配慮した住まいづくりに関する制度や体制などを整備し、自主的な防犯対策を促進する。促進に当たっては、住宅侵入盗の防犯対策について積極的に取り組む。

また、安心して夜道を歩けるよう、街頭防犯カメラの運用や、球切れの少ないLED防犯灯への更新等、住宅周辺環境にも配慮するとともに、一定規模以上の開発における防犯対策を誘導する。

#### (4) 犯罪弱者（高齢者・子ども・女性）を犯罪等から守るための取組み等の推進

街頭犯罪はその性質上、高齢者や女性が被害者となる傾向が顕著であることを考慮し、重点的な注意喚起や相談先の提供、見守り活動の充実等地域が一体となった対策を推進する。

また、学校、保護者、地域の連携を図りながら、子どもの安全教育や学校施設及び通学路等の安全点検・防犯対策や、子供の見守りを兼ねた防犯パトロールも推進し、犯罪を未然に防ぐ視点での総合的な対策に取り組む。

#### 4. 目標指標

令和5年(度)から令和7年(度)までの3年間で目指すべき具体的な数値等。

なお、目標指標とする各データの多くが令和元年度となることから、基準とすべき値を令和元年度に設定し取り組むこととする。

全体の目標指標	
市川市内の刑法犯認知件数(件)	
【令和元年】 3,378件	⇒ 【令和7年】 3,040件以下 (10%以上の減少)
(1) 自助 個人の防犯対策の実施	
「あなたは日頃から犯罪に対して何らかの防犯対策を行っていますか?」の問いに対して 「はい」と回答する人数(%)	
【令和元年度】 67%	⇒ 【令和7年度】 77%以上 (10%以上の増加)
(2) 共助 自主防犯活動の促進	
自治(町)会が行う自主防犯活動の実施率(%)	
【令和元年度】 74%	⇒ 【令和7年度】 84%以上 (10%以上の増加)
(3) 公助 体感治安の改善	
「あなたは以前に比べて市川市の治安をどのように感じますか?」の問いに対して 「良い」と回答する人数(%)	
【令和元年度】 35.6%	⇒ 【令和7年度】 45.6%以上 (10%以上の増加)
(4) 犯罪弱者への支援	
特殊詐欺(電話 de 詐欺)被害の減少(件)	
【令和元年】 140件	⇒ 【令和7年】 98件以下 (30%以上の減少)
* 犯罪弱者への支援の内、正確な一定の数値を把握できる特殊詐欺(電話 de 詐欺)被害の件数を目標数値とした。	

## 第4章 推進体制と役割分担

### 1. 防犯まちづくりの推進体制

#### (1) 防犯まちづくり推進協議会の設置

市が実施する防犯まちづくりに関する施策について、市、関係機関及び関係団体の連携により、円滑かつ総合的な推進を図ることが必要である。

関係する主体が定期的な情報交換を行うとともに、地域の防犯まちづくりと庁内の施策や取組み等との調整を図る場として、防犯まちづくり推進協議会を設置する。

#### (2) 地域における推進体制

地域における防犯まちづくりの実施に当たっては、地域住民が中心となり、地域と関わりを持つ多様な主体が連携して進めることが重要である。

小・中学校区や自治（町）会の区域等、地域の実情にあったまとまりで、市民や事業者、学校、警察等が参加する協議の場づくりを促進及び支援する。

#### (3) 市の推進体制

防犯まちづくりに関する施策を行なう庁内関係課による調整を図る。

### 2. 防犯まちづくりの役割分担

#### (1) 市の役割

- ①防犯まちづくり推進協議会を設置し、関係機関及び関係団体と連携して、防犯まちづくりを推進する。
- ②庁内の連携体制を充実し、防犯まちづくりに係る施策の総合的かつ効果的な推進を図る。
- ③市民の防犯に対する意識を高め、地域住民が主体となった防犯まちづくりを促進するため、積極的な情報提供や活動支援を行う。

#### (2) 市民に期待する役割

市民は、防犯意識を高め、自らが犯罪の被害者とならないよう日常生活における安全の確保に努めるとともに、市、事業者、学校等、警察及び住民組織などとの相互理解と協力のもと、地域における防犯まちづくりに積極的に取り組むことを期待する。

#### (3) 自治（町）会に期待する役割

自治（町）会は、市、市民、学校等、警察などが主体となって進める防犯まちづくりに協力するとともに、地域への情報提供や防犯意識の浸透、防犯活動の実施や普及などに取り組むなど、自らも積極的に防犯まちづくりを推進していくことを期待する。

#### (4) 事業者に期待する役割

事業者は、防犯まちづくりについての理解を深め、その事業活動に伴う犯罪の誘発要因の除去に努めるとともに、市、市民、学校等、警察などが主体となって進める防犯まちづくりに協力することを期待する。

**(5) 学校等に期待する役割**

学校等は、保護者や地域住民、市、警察などと協力して、児童等の安全確保と健全育成に努めるとともに、地域の一員として、地域住民が進める防犯まちづくりを積極的に支援及び推進することを期待する。

**(6) 警察に期待する役割**

警察は、引き続き犯罪抑止活動を強化するとともに犯罪防止に関して、市、市民、事業者、学校等及び教育委員会等に必要な情報を提供し、防犯まちづくりの取組みを積極的に支援することを期待する。

## 第5章 市の推進施策

市の推進施策は、多種多様に変化する昨今の犯罪等に迅速かつ的確な対応を図る必要がある。そのため基本計画をベースとする年度単位での「行動計画」を策定することとし、計画の次年度において検証するものである。

### ■防犯まちづくりの施策の体系

施策の基本的方向	施策
1. 市民が犯罪から自ら身を守るための支援（自助）	(1) 定期的な犯罪発生情報の提供
	(2) 緊急時における情報共有体制の整備
	(3) 防犯に関する相談窓口の提供
	(4) 防犯対策用品等の配布による啓発活動の実施
	(5) 防犯に配慮した住宅に関する情報提供
	(6) 宅地開発条例に係る指導及び助言の実施
2. 市民・事業者等が犯罪のないまちを実現するためにお互いを支え合う取り組みの推進（共助）	(1) 青色防犯パトロールの実施及び効果的なパトロールの促進
	(2) 防犯活動団体への支援
	(3) セーフティアドバイザーによる防犯活動
	(4) 防犯活動に必要な物品の提供
	(5) 個人に対しての防犯活動への参加促進
	(6) 保護司関連支援事業の促進
3. 犯罪のない美しいまちを実現するための環境整備等の推進（公助）	(1) 街頭防犯カメラの維持管理及び設置費補助の推進
	(2) 駐輪場への防犯カメラの設置
	(3) 道路照明設備の整備及び管理の推進
	(4) 「客引き行為等禁止条例」の推進
	(5) 「市民マナー条例」の推進
	(6) 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく助言及び指導の実施
	(7) 生活環境の防犯性向上の取り組み
	(8) 景観の整備による犯罪の未然予防
	(9) 暴力団排除に関する取り組みの推進
4. 犯罪弱者（高齢者・子ども・女性）を犯罪等から守るための取り組み等の推進	(1) 特殊詐欺（電話 de 詐欺）対策の実施
	(2) 福祉関連事業における犯罪被害の事前予防
	(3) 地域のつながり・支え合いの推進
	(4) 市川市地域見守り活動の推進
	(5) 防犯に関する教育の実施
	(6) 「地域安全マップ」の作成
	(7) 安全な教育環境の整備
	(8) 少年補導員による「愛のひと声」補導活動の推進
	(9) 「かけこみ 110 番」普及の支援
	(10) 犯罪弱者への総合的な支援の実施

## 【1 市民が犯罪から自らの身を守るための支援】

### ■施策の内容

#### (1) 定期的な犯罪発生情報の提供

- ・市広報媒体（Web サイト、広報いちかわ、メール情報配信サービス、SNS 等）を活用し、定期的に市内の犯罪発生状況とそれに伴う対処方法を発信する。ただし、個人情報や市民の不安感について十分に留意する。

#### (2) 緊急時における情報共有体制の整備

- ・緊急的な犯罪発生情報や不審者情報について、警察からの情報収集を正確かつ迅速に行える体制を整備し、必要に応じてフォロー情報を提供する。
- ・庁内関係課、関係機関、各市立小中学校（管理職や生徒指導担当の教員等）間において、円滑な情報共有体制を整備し、被害の拡大防止や子どもたちの安全確保を図る。
- ・市民に対して、メール情報配信サービス、防災行政無線、SNS 等を活用し、迅速に情報提供を行う。

#### (3) 防犯に関する相談窓口の提供

- ・犯罪に関する相談等に対応できる体制を整備する。また、必要に応じ、県や警察等関係機関を案内できる体制を整備する。
- ・消費生活センターでは、専門の「消費生活相談員」を配置して、悪質な訪問販売や勧誘行為、契約や取引に関するトラブルなど、消費生活に関わるさまざまな問題の被害や不安及び苦情などについての相談を受け、問題解決のための助言やあっせんなど、問題解決の手助けを行う。
- ・防犯に関する専門家を講師とした、いちかわ市民防犯講演会の開催や、市職員が自治（町）会等を対象に出前防犯講座を行い、実践的な防犯に関する知識の普及を図る。
- ・市内の高齢者クラブ・自治（町）会・民生委員・学校・地域高齢者支援施設等を対象に、出前消費者講座を開催し、悪質商法の手口や被害の実態について説明し、被害の未然防止を図る。

#### (4) 防犯対策用品等の配布による啓発活動の実施

- ・防犯キャンペーン等の開催により、防犯意識の高揚及び防犯対策の実施につながる対策用品、啓発用品を配布する。

#### (5) 防犯に配慮した住宅に関する情報提供

- ・「防犯に配慮した住宅の整備及び管理に関する指針（防犯住宅指針）」の普及に努めるとともに、住宅の防犯性の向上について必要な情報提供及び助言を行う。
- ・分譲マンションの居住者や管理組合役員を対象としたマンションセミナーにおいて、防犯に配慮した住宅に関する情報提供を行う。

(6) 宅地開発条例に係る指導及び助言の実施

- ・市内の宅地開発をする際に、市への届出に当たる宅地開発条例に基づく事前協議に際して、市が定めた「防犯住宅指針」の提供及びそれに基づく助言、指導を行う。
- ・大規模集合住宅の開発を対象に、「防犯住宅指針」に基づく開発完了後の検査を実施する。

## 【2 市民・事業者等が犯罪のないまちを実現するためにお互いを支え合う取り組みの促進】

### ■施策の内容

#### (1) 青色防犯パトロールの実施及び効果的なパトロールの促進

- ・児童の下校時間や犯罪発生の可能性が高い場所を中心に、青色防犯パトロールを実施する。
- ・公用車を使用し市職員及び教職員が行う青色防犯パトロールの活性化を図る。

#### (2) 防犯活動団体への支援

- ・青色回転灯を装備した自動車を用いた防犯パトロールを行う PTA や地域住民、事業者等に対して、必要物品の貸与、千葉県警察本部へ行う活動団体登録申請の補助、実施者講習会の開催、関連情報の提供等の支援を行う。
- ・市、市民、自治（町）会、関係機関及び関係団体等、地域の防犯に関する団体が一堂に会する地域出動式を開催し、各団体間の連帯感を高め地域ぐるみの防犯活動を促進する。
- ・「いちかわボランティアパトロール」登録3年経過者や、防犯団体、青パト団体等の防犯活動に対して、市から感謝状の贈呈を行う。

#### (3) セーフティアドバイザーによる防犯活動

- ・防犯 BOX に勤務するセーフティアドバイザーが、地域との防犯パトロールや、近隣学校の下校時の見守り活動を行う。

#### (4) 防犯活動に必要な物品の提供

- ・自治（町）会や自主的な防犯活動を行う団体に対して、活動に必要な物品（帽子、ベスト、拡声器、拍子木、懐中電灯、のぼり旗等）を提供する。

#### (5) 個人に対しての防犯活動への参加促進

- ・「いちかわボランティアパトロール※」の加入促進を図るため、登録窓口の増設、イベントや広報媒体等での登録者募集を行い、また、パトロールの実施形態の多様化を図る。
- ・防犯活動や子どもの見守り活動等、パトロールの参考となる事例や情報の提供、活動内容の相談や支援等により防犯活動への参加を促進する。

※「いちかわボランティアパトロール」:

市に登録し提供される「防犯パトロール」と書かれたオレンジ色の帽子を外出時にかぶり、ジョギングや犬の散歩等の際にパトロール活動を実施するもの。

#### (6) 保護司関連支援事業の促進

- ・刑期を終えた者の社会復帰を支援し、再犯防止につなげる。また、地域住民や学校等での啓発を行い、犯罪や非行の防止を図る。

### 【3 犯罪のない美しいまちを実現するための環境整備の推進】

#### ■施策の内容

##### (1) 街頭防犯カメラの維持管理及び設置費補助の推進

- ・ 犯罪多発箇所、危険箇所、通学路、自治（町）会からの要望箇所を中心に設置されている既存の街頭防犯カメラを維持管理し、また、通学路、犯罪発生や自治（町）会等による要望等を考慮し、効果的な場所への再配置を行い、駅周辺に街頭防犯カメラを設置するなどし、犯罪の抑止及び体感治安の向上に努める。
- ・ 防犯パトロールを実施している自治（町）会及び商店会が公道を撮影範囲とする防犯カメラ設置を行う際、機器購入及び設置費用を対象に補助金を交付する。

##### (2) 駐輪場への防犯カメラの設置

- ・ 駐輪場に防犯カメラを設置することにより、利用者の安全や自転車盗難の防止等を図る。

##### (3) 道路照明設備の整備及び管理の推進

- ・ 夜間の車両交通の円滑化と交通の危険を防止し、良好な環境を確保するため道路照明灯を維持管理する。
- ・ 自治（町）会が管理する防犯灯の設置及び維持管理を補助金の交付により促進する。宅地開発事前協議を通じて開発業者に対する適正な防犯灯設置指導を行う。
- ・ 商店会が商店街灯等の共同施設を設置・修繕・撤去等する際に補助することで、商店街の商業環境整備を促進する。

#### 《防犯まちづくりとの関連》

光害などに配慮しながらも街灯の維持管理や効果的な運用を図ることで、道路の照度が確保され、夜間に多発するひったくり被害等の事前予防につながる。

##### (4) 「客引き行為等禁止条例」の推進

- ・ 客引き行為等禁止条例に基づき、市内全域の公共の場所での禁止行為として、客引き行為等を定め、市内 5 地区を客引き行為等禁止特定地区に指定し、違反者が指導、勧告、措置命令に従わない場合には 50,000 円の過料を科す。（千葉県迷惑防止条例の規定により禁止される事項を除く。）

#### 《防犯まちづくりとの関連》

治安の悪化は、犯罪を誘発するとされていることから、「客引き行為等禁止条例」の推進をすることにより、犯罪の起こりにくい環境形成につなげる。

#### (5) 「市民マナー条例」の推進

- ・「市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例」（通称：市民マナー条例）に基づき、市内全域の公共の場所での禁止行為として、歩きたばこ等を定め、市内15地区を路上禁煙・美化推進地区に指定し、地区内道路上での喫煙、空き缶等のポイ捨て、犬のふんの放置を禁止し、違反者には2,000円の過料を科す。

##### 《防犯まちづくりとの関連》

マナー違反や環境の荒廃を放置すると犯罪者に対して犯罪統制機能の低下を示す手掛かりとなり、犯罪を誘発するとされていることから、「市民マナー条例」の推進をすることにより、犯罪の起こりにくい環境形成につながる。

#### (6) 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく助言及び指導の実施

- ・窓ガラスが割れていたり、門扉が施錠されていない等、不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている空き家について、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家の所有者に対して適切な管理が行われるよう助言や指導を行う。

#### (7) 生活環境の防犯性向上の取り組み

- ・地震時に倒壊の危険性のあるブロック塀等を事前に除却するため、危険コンクリートブロック塀等除却事業助成制度を推進する。道路に面した塀の除却費の補助を行い、除却後に塀を新設する場合は軽量のフェンス塀を推奨する。
- ・「公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団」が費用の一部を助成する生垣助成制度を推進する。生垣が普及することで、防災・景観が促進されるだけでなく、侵入防止等の防犯効果の向上が期待される。
- ・上記2つの助成制度を説明する際に、互いの制度を周知し相乗効果を図る。

##### 《防犯まちづくりとの関連》

見通しが良い軽量のフェンス塀を推奨することで、物理的・心理的に「見えやすい」環境が形成され、住宅の周辺環境の防犯性が向上される。

#### (8) 景観の整備による犯罪の未然予防

- ・市民、事業者、行政など、多様な主体同士が協働し花や緑を育てるガーデニング活動に積極的に取り組むことにより、「ガーデニングシティいちかわ」サポーターの声掛けや挨拶が増加し、犯罪が起こりにくい環境の醸成を図る。
- ・行政主導のもと景観の形成を推進することで、市民の景観意識の向上により市内の魅力を高めていく。

##### 《防犯まちづくりとの関連》

景観が整備され快適で魅力ある美しいまちづくりが推進されることで、環境の荒廃を防ぎ、犯罪被害の事前予防につながる。

**(9) 暴力団排除に関する取組みの推進**

- ・「市川市暴力団排除条例」に基づき、暴力団の排除についての知識の普及、情報の提供、指導及び助言、その他の必要な支援を行い、市民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展を確保する。

## 【4 犯罪弱者(高齢者・子ども・女性)を犯罪等から守るための取り組み等の推進】

### ■施策の内容

#### (1) 特殊詐欺(電話 de 詐欺) 対策の実施

- ・メール情報配信サービスや防災行政無線等を活用し、電話 de 詐欺に関する注意喚起を行う。
- ・各種講演会や会合において、市、関係機関及び関係団体が、情報発信を行うとともに、連携に努め総合的な対策に取り組む。
- ・特殊詐欺対策電話機等購入費等補助金制度により、迷惑電話防止機能付き電話の普及を進める。
- ・関係機関による高齢者宅訪問を実施し、周知啓発をする。

#### (2) 福祉関連事業における犯罪被害の事前予防

- ・安心して生活が送れるよう、専門的・継続的視点から、高齢者の権利擁護のために、消費者被害の防止のための啓発、関係機関との連携強化、情報共有の支援を行う。

#### (3) 地域のつながり・支え合いの推進

- ・「だれもが安心して暮らし続けることのできる地域づくり」の考え方から地域に暮らすさまざまな立場の方へ、相談業務やサロン活動をはじめ、見守り支援や支え合い活動を推進することで、地域住民が主体となった地域福祉活動への取り組みを促進する。

##### 《防犯まちづくりとの関連》

地域住民同士のつながり、支え合いを促進し、高齢者が被害に遭った際に、周囲に助けを求められる。また、周囲が気付き対応できる体制が地域ごとに構築されることで、犯罪被害の事前予防につながる。

#### (4) 市川市地域見守り活動の推進

- ・民間事業者が日常業務において、市内住民の生命、身体に係る異変を発見した場合に、市にその旨を通報し、通報を受けた市が適切な対応を行うことにより、住民の孤立死・孤独死等を未然に防止する。

##### 《防犯まちづくりとの関連》

高齢者を守るための見守りネットワークとして機能することで、高齢者の孤立化を防ぐとともに、緊急時において適正な対応を行える体制が構築される。

#### (5) 防犯に関する教育の実施

- ・「イカ・の・お・す・し」の徹底や安全マップの作成、防犯避難訓練など、子どもが犯罪に巻き込まれないための注意点を学び、自分の身を守るための具体的方法を身につけられるよう、安全教育の推進を図るとともに、SNS をきっかけに犯罪に巻き込まれないための教育や保護者へのフィルタリング機能等の知識を普及させる。

##### ※「イカ・の・お・す・し」:

防犯標語。1(知らない人について) いかない。2(知らない人の車に) のらない。3(怖いときは) おおごえを出す。4(その場から) すぐ逃げる。5(おうちの人に) しらせる。の頭文字をとったもの。

## (6) 「地域安全マップ」の作成

- ・不審者が出没しやすい場所、見通しが悪く引き込まれる危険性がある場所、何かあったら助けを求めに入れる場所等をマップに落とす活動を奨励し、マップ作りを通して、どのような環境が危険な場所なのかを児童生徒に理解させるとともに、危険予測能力、危険回避能力の育成を図る。

## (7) 安全な教育環境の整備

- ・校舎建替を行う際に、学校ごとの施設配置や周辺地域の状況等踏まえ、安全性に配慮した上で、不審者侵入対策を兼ねた外構を計画する。
- ・学校防犯システム『ツイタもん』※を利用し、子供たちの安全・安心を図る。
- ・来校者のルールの徹底や校地内の死角の除去など、不審者が侵入しにくい環境づくりを進める。

※「ツイタもん」：

子どもたちのカバンに IC タグをつけ、校門を通過するとその結果(時間)を記録するシステム。また、校門に防犯カメラを設置し、その様子を記録する。

## (8) 少年補導員による「愛のひと声」補導活動の推進

- ・少年の健全育成を目的として、午前、午後、薄暮、夜間の時間帯に分け、計画的に、繁華街、駅周辺、公園、ゲームセンターなど、非行の行われ易い場所を巡回し、市内全域の補導活動を実施する。

## (9) 「かけこみ 110 番」普及の支援

- ・市川市 PTA 連絡協議会が主体となって各学校・PTA に配布している「かけこみ 110 番」の普及や活用を支援する。

## (10) 犯罪弱者への総合的な支援の実施

- ・男女共同参画基本計画第 5 次 DV 防止実施計画を遂行し、家庭内暴力対策を実施する。
- ・子どもに関わる機関で、子どもに虐待がないかどうかを注視し、早期発見、早期対応をする。
- ・犯罪被害者に対する支援の充実を進める。
- ・女性のための防犯ツールの周知として、千葉県警察が作成している「不審者情報マップ」の紹介や、防犯物品を配布する。

## 市川市防犯まちづくりの推進に関する条例

平成17年3月30日

条例第6号

改正

平成19年3月22日条例第19号

平成28年3月16日条例第10号

(目的)

**第1条** この条例は、市民に不安を与える身近な場所での犯罪を防止するため、市、市民、自治会その他の地域的な共同活動を行う団体（以下「自治会等」という。）及び事業者の役割を明らかにするとともに、防犯まちづくりに関する施策の基本となる事項を定め、当該施策の実施を推進することにより、市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「防犯まちづくり」とは、犯罪を予防するために市並びに市民、自治会等及び事業者（以下「市民等」という。）が行う生活環境の整備（これらのものと国、千葉県その他関係機関が連携し、及び協力して行うものを含む。）並びに犯罪を防止するために市民等が行う自主的な活動をいう。

(基本理念)

**第3条** 防犯まちづくりは、自立の精神及び相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会の形成の必要性が認識されることを旨として、行われなければならない。

2 防犯まちづくりは、市、市民等及び国、千葉県その他関係機関の連携及び協力が図られるべきことを旨として、行われなければならない。

3 防犯まちづくりは、地域の状況及び当該地域の住民の意向を踏まえ、総合的に行われなければならない。

4 防犯まちづくりは、市民等の自由と権利利益を不当に侵害しないよう配慮されるべきことを旨として、行われなければならない。

5 防犯まちづくりは、快適で活力のあるまちづくりに資することを旨として、行われなければならない。

(市の役割)

**第4条** 市は、前条に規定する防犯まちづくりについての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、防犯まちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

(市民の役割)

**第5条** 市民は、基本理念にのっとり、犯罪の被害者とならないよう日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、相互の理解と協力の下、地域における防犯まちづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市が基本理念にのっとり実施する防犯まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自治会等の役割)

**第6条** 自治会等は、基本理念にのっとり、防犯まちづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 自治会等は、防犯まちづくりに取り組むに当たっては、市が基本理念にのっとり実施する防犯まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

**第7条** 事業者は、基本理念にのっとり、防犯まちづくりについての理解を深めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、防犯まちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、その所有し、管理し、又は占有する施設について防犯まちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、市が基本理念にのっとり実施する防犯まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(防犯まちづくり基本計画)

**第8条** 市長は、防犯まちづくりに関する施策の実施を総合的かつ計画的に推進するため、防犯まちづくりの推進に関する基本的な計画（以下「防犯まちづくり基本計画」という。）を定めるものとする。

(防犯に配慮した住宅の普及)

**第9条** 市は、防犯に配慮した住宅（共同住宅を含む。以下同じ。）の普及に努めるものとする。

2 市長は、防犯に配慮した住宅に関する指針を定めるものとする。

3 住宅を設計し、建築し、又は供給する事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者は、前項に規定する指針に基づき、当該住宅及び共同住宅を防犯に配慮したものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、市民、市内に住宅を設計し、建築し、又は供給する事業者及び市内に住宅を所有し、又は管理する者に対し、当該住宅を防犯に配慮したものとするために必要な情報の提供、技術的助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(防犯に配慮した道路等の普及)

**第10条** 市は、防犯に配慮した道路、公園、駐車場及び自転車等駐車場（以下「道路等」という。）の普及に努めるものとする。

2 市長は、防犯に配慮した道路等に関する指針を定めるものとする。

3 駐車場又は自転車等駐車場を設置し、又は管理する者は、前項に規定する指針に基づき、当該駐車場又は自転車等駐車場を防犯に配慮したものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通学路等における措置)

**第11条** 市長は、教育委員会と協議し、通学路及びその沿道にある施設（以下「通学路等」という。）における児童及び幼児に対する犯罪の防止に関する指針を定めるものとする。

- 2 通学路等の管理者、児童及び幼児の保護者、小学校、義務教育学校、小学部を置く特別支援学校、幼稚園及び保育所を設置する者並びに市民等は、連携して、前項に規定する指針に基づき、通学路等について児童及び幼児に対する犯罪を防止することに配慮したものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

一部改正〔平成19年条例19号・28年10号〕

(学校等における措置)

**第12条** 市長は、教育委員会と協議し、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園及び保育所（以下「学校等」という。）における児童、生徒及び幼児に対する犯罪の防止に関する指針を定めるものとする。

- 2 学校等を設置する者は、前項に規定する指針に基づき、学校等における児童、生徒及び幼児に対する犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

一部改正〔平成19年条例19号・28年10号〕

(意見の公表等)

**第13条** 市長は、防犯まちづくり基本計画並びに第9条第2項、第10条第2項、第11条第1項及び前条第1項に規定する指針（以下「基本計画等」という。）を定めようとするときは、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により提出された意見を考慮して、基本計画等を定めるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により提出された意見に対する考え方について、規則で定めるところにより、当該意見と併せて公表するものとする。
- 4 市長は、基本計画等を定めたときは、これを公表するものとする。
- 5 前各項の規定は、基本計画等の変更について準用する。

(防犯まちづくりに関する情報の提供等)

**第14条** 市は、防犯まちづくりに関する情報収集に努めるとともに、防犯まちづくりを行う市民等に対し、必要な情報の提供、技術的助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(市川市防犯まちづくり推進協議会の設置)

**第15条** 市が実施する防犯まちづくりに関する施策について、市、関係機関及び関係団体の連携により、円滑かつ総合的な推進を図るため、市川市防犯まちづくり推進協議会を置く。

- 2 市川市防犯まちづくり推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

**第16条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日条例第19号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月16日条例第10号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

---

**第三次市川市防犯まちづくり基本計画**

〔令和 5 年度～令和 7 年度〕

令和 5 年 3 月 発行

編集発行 市川市 市民部 市民安全課

〒272-8501 市川市八幡1-1-1

電話 047-334-1129

---